

○名寄地区衛生施設事務組合契約規則

〔平成19年4月2日〕
規則第5号

改正 平成27年3月31日 規則第1号

(趣旨)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合の契約事務に関しては、法令、条例、その他別に定めのあるものを除くほかこの規則の定めるところによる。

(他の規則の準用規定)

第2条 この規則施行に関し必要な事項については名寄市契約規則(平成18年名寄市規則第61号。以下「規則」という。)を準用する。この場合において「名寄市」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(部分払いの特例)

第3条 前条において準用する規則第43条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する工事の請負契約で管理者が必要と認めるときは、既成部分に対する代価の全額までを支払うことができる。

- (1) 国庫補助又は起債の対象となる事業に係るものであること。
- (2) 契約期間が2年度以上にわたるものであること。

附 則 (平成19年4月2日 規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年3月27日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日 規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

